

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月17日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 23 号

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例

寒川町介護保険条例（平成 12 年寒川町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「13 人」を「25 人以内」に改める。

第 13 条第 2 項第 1 号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）」に改める。

第 14 条第 2 項第 1 号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。